

# 年金カット法案 増税とダブルパンチ

## 物価上昇の2倍削減

しんぶん赤旗 2016年10月22日(土)

今国会に提出されている「年金カット」法案には、物価・賃金の変動に合わせて年金を改定する「物価・賃金スライド」の改悪と、年金の伸びを物価・賃金の伸び以下に抑える「マクロ経済スライド」の二つの改悪が盛り込まれています。これが成立すれば、消費税が10%に引き上げられた場合、物価上昇が約1%なのに年金額は実質2%ものマイナスとなることが分かりました。

年金水準の2%削減は給付額で約1兆円にも相当します。家計と地域経済に深刻な打撃を与える「カット法案」は撤回するしかないことが浮きぼりとなっています。

法案に盛り込まれた「物価・賃金スライド」の改悪では、物価が上昇しても、賃金（実質賃金）が下がれば、賃金にあわせてマイナス改定にします。現行では「改定なし」にとどめていたのを削減できるように改悪します。

「マクロ経済スライド」の改悪では、これまで物価上昇が小さい場合などに実施できなかった削減分を翌年度以降に持ち越してまとめて削減できるように改悪します。

消費税が19年10月に10%に引き上げられた場合、物価が1%程度上昇するとみられます。ところが、「マクロ経済スライド」によって21年度の年金は実質1%程度がカットされます。さらに、物価上昇で実質賃金が低下するため、22年度から24年度にかけて3年間で名目1%程度のカットとなります。

消費税増税による物価上昇が1%にもかかわらず、年金水準はその倍の2%のカットになるのです。

消費税増税と年金削減というダブルパンチが国民を直撃します。



## 年金試算、不適切な計算式を使用 塩崎厚労相が認める

朝日新聞 2016年10月21日

厚生労働省が年金の試算で不適切な計算方式を使い、現役世代の平均的な収入に対する年金額の割合（所得代替率）が高く算出されるようになっていた。塩崎恭久厚労相が21

日の衆院厚労委員会で明らかにした。政府は厚生年金の所得代替率について「50%以上を維持」と公約しているが、将来的に割り込む可能性が高くなった。

年金の試算は5年に1度、時々の経済情勢に応じて年金制度を見直す財政検証で行う。厚労省は所得代替率を計算する際に、分母となる現役世代の収入は税や社会保険料を除いた手取りとし、分子の高齢者の年金は税や社会保険料を含めた収入としていた。

21日の衆院厚労委では、民進党の長妻昭氏の質問に対し、塩崎氏は年金の試算について「役割を果たしていないこともありうる」と述べ、不十分だと認めた。その上で「次期財政検証に向けて議論する」として、2019年度の財政検証の際に新しい計算方式を検討する考えを示した。

会社員の夫と専業主婦の2人のモデルケースでは、13年度の厚生年金の所得代替率は62.6%とされている。厚労省によれば、仮にいずれも手取りで計算すれば53.9%に低下。いずれも税や社会保険料を含めると50.9%になるという。

ログイン前の続き実質賃金上がり続け、経済成長率が実質0.4%のプラスが続くという前提では、43年度の所得代替率は50.6%と試算されている。厚労省は計算方式を変えた場合の試算を明らかにしていないが、13年度の再計算後の下げ幅から見ると50%を割り込みそうだ。

所得代替率は欧米では税や社会保険料を両方含めるか、両方除外して算出するのが一般的だという。安倍晋三首相は1月の衆院本会議で「新たに年金を受給される方の所得代替率は50%が確保されることを確認している」と強調している。(井上充昌)



〈所得代替率〉 現役世代の平均的な収入に対する年金額の割合。最新の財政検証では、厚生年金に入る会社員と専業主婦の「モデル夫婦」が14年度に65歳になった場合、年金を受け取り始めるときは月21万8千円と試算。現役世代の平均的な収入の62.7%とした。43年度に65歳となる夫婦は50.6%になると見込んでいる。平成28年10月22日付け 朝日新聞の所得代替率の記事について抗議しました

**10月22日付けの朝日新聞朝刊1面に掲載された「年金 不適切な試算 厚労省 支給割合 高く算出」という標題記事について、以下のとおり事実誤認があり、朝日新聞社代表取締役社長に対して嚴重抗議を行い、記事の訂正を求めました。**

**厚労省HP 2016.10.22**

1. 所得代替率とその計算式は平成16年改正の際に法律に規定され、厚生労働省はそれに従って、平成21年・26年の財政検証を行い、その結果を公表している。したがって、記事で「厚生労働省が年金の試算で不適切な計算方式を使い、現役世代の平均的な収入に対する年金額の割合（所得代替率）が高く算出されるようになっていた。塩崎恭久厚労相

が21日の衆院厚労委員会で明らかにした」とあるのは、明らかな事実誤認であり、国民に誤った情報を伝えるものである。

2. 国民年金法及び厚生年金保険法においては、所得代替率（サラリーマン OB と専業主婦の夫婦二人分の名目年金額を、現役世代の平均的な可処分所得（税・社会保険料を控除したもの）で割ったもの）が50%を上回るような給付水準を将来にわたり確保することを保障している。直近（平成26年）の財政検証においても、経済再生と労働参加が進めば、50%を上回る水準が確保できることを確認している。したがって、記事中「政府は厚生年金の所得代替率について『50%以上を維持』と公約しているが、将来的に割り込む可能性が高くなった」とあるのは、明らかな事実誤認であり、国民に誤った情報を伝えるものである。

3. 平成28年10月21日の衆議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣は長妻昭議員の質問に対して、所得代替率の計算方法を長妻議員が指摘された方法にすると、所得代替率がものさしとしての役割を果たせない旨を答弁した。したがって、記事中「塩崎氏は年金の試算について『役割を果たしていないこともありうる』と述べ、不十分だと認めた」とあるのは、塩崎大臣の答弁内容を明らかに誤解した記事である。

4. 国際的にみると、所得代替率については各国でそれぞれの制度を踏まえた適切な方法で計算されているが、OECD では、諸外国の年金制度の将来の年金水準を、統一的な指標で比較しており、その結果、我が国の将来の年金水準は、欧米の先進国に比して遜色ないものである旨が報告されている。

なお、今後の所得代替率の指標としての在り方については、共働き世帯の増加といった働き方や単身者の増加といった社会経済情勢の変化を踏まえ、現在のサラリーマン OB と専業主婦というモデル世帯の在り方も含め、次期財政検証に向けて議論する課題であり、平成28年10月21日の衆議院厚生労働委員会において、その旨を、塩崎厚生労働大臣は、長妻昭議員に対し答弁した。

年金局年金課 課長補佐 鈴野崇（内線 3338）

## 納付 10 年で年金受給、今国会で法案成立の公算

日経新聞 2016/10/21

年金の受給資格を得るのに必要な保険料の納付期間を 25 年から 10 年に短縮する年金機能強化法改正案が 21 日、衆院厚生労働委員会で審議入りした。年金をもらえない無年金者を減らすことにつながるため、与野党がともに必要性を認めており、今国会で成立する公算が大きい。与党は来週中の衆院通過をめざす。

受給資格を得るのに必要な納付期間を短縮することで、新たに約 40 万人が基礎年金の受給権を得る。17 年 10 月から支給が始まり、10 年間の納付による年金額は月約 1 万 6 千円。

政府・与党は当初、年金給付の抑制策を盛り込んだ国民年金法改正案との一括審議をめざしていた。ただ、民進党などは同法案を「年金カット法案」と位置づけ、一括審議を拒否。環太平洋経済連携協定（TPP）承認案・関連法案の審議を巡って野党の攻勢が強まったことなどを受け、与党が分割審議に応じることにした。

## 諦めるなかれ。年金を 25 年納めなくても貰える

# 「カラ期間」とは

ライフ 2016.10.21

「年金を受給できる歳になったけど、保険料を25年以上分納めてないから貰えない」と諦めていませんか？ 無料メルマガ『年金アドバイザーが教える！楽しく学ぶ公的年金講座』の著者・hirokiさんによると、「年金事務所に相談してみると、意外に貰えたりする」とのこと。その理由は、素人はあまり聞き慣れない「カラ期間」というものがあるからだと言うのですが…。その「カラ期間」について hiroki さんが詳しく解説してくださっています。

## 年金受給資格期間が足りない時に助けてくれるカラ期間！

老齢の年金を貰う場合は、普通は年金保険料納めた期間とか免除期間と合わせて、25年以上無いとダメって考えてる人が多いと思います。そりゃそうですね。

普通は支給開始年齢の3ヶ月前になると事前送付の年金請求書（ターンアラウンドとかターンと呼んでます）が送られてくるもんなんですけど、25年に足りてないとかの年金受給資格が無い人には送られてはきません。まあ、一応年金に関するお知らせのハガキは来ますが…加入期間を確認してくださいね～という事で。

支給開始年齢になってもどうせ貰えないと思いきや、相談に行ってみると貰えますよっていう事がある。なぜか。それはカラ期間というのがあるから。

年金を貰うためには、年金保険料納付済期間+保険料免除期間+カラ期間 $\geq$ 25年を満たしていれば貰えます。だから、私はあんまり年金納めた事ないけど…という事で年金を貰えないと安易に諦めてはいけません。

まあ来年8月から25年が10年に短縮されて、貰いやすくなるはなりますが8月からの法改正だから平成29年8月以降しか年金は出ません。だけど今、カラ期間が見つかって25年を満たしていたら年金が貰えるわけです。

例えば60歳から年金をもらえるはずが63歳の時に偶然、カラ期間になるものが見つかったら60歳に遡って年金が貰えるわけです。遡れるのは最大5年まで。5年過ぎると貰える年金が削られていく。

というわけで、今日はその重要な役目を果たすカラ期間についていくつか見ていきましょう！ ちなみにカラ期間はその名の通り、カラ（空）期間なので、期間には入るけど年金額には反映しない。

**ア.昭和61年3月以前の、厚生年金や共済組合加入者（被用者年金被保険者という）の配偶者（専業主婦とか専業主夫）で、国民年金に任意で加入してなかった期間**

もうこれは一番代表的なやつです。ただ、国民年金ができた昭和36年4月以降昭和61年3月までの20歳以上60歳未満の期間で、被用者年金被保険者の配偶者だった期間。

なお、平成26年4月1日からは、国民年金に任意で加入してたけど、未納にしちゃった所もカラ期間扱いになりました。

## イ.平成3年3月以前の学生だった期間

20歳以上の学生が国民年金の強制加入になったのは平成3年4月からですが、それまでは国民年金に加入してもしなくてもOKでした。つまり任意加入。だから、平成3年3月以前に学生だった期間もカラ期間になります。

ただ、気を付けたいのは昼間学生だった期間のみという事。夜間、定時制、通信制は除かれていて国民年金には強制加入でした。あと、専門学校だった方も気を付けたいですね。専門学校は元々国民年金に強制加入でしたが、昭和61年4月から任意加入という事になったので、この間任意加入しなかったならカラ期間。

## ウ.脱退手当金を受けた期間

この脱退手当金というのは、厚生年金に加入はしたけど、短期間で退職してしまったような人に今まで納めた保険料の一定額を返して年金に加入しなかったものと扱う制度です。今は脱退手当金受けれるのはごく一部の人ですね。

### ● 脱退手当金支給要件（日本年金機構）

にしても、昭和61年4月になるまでの厚生年金は原則として20年以上の厚生年金期間がないと、老齢による厚生年金を貰えなかったんです。今は1ヶ月でもあれば厚生年金に結びつきますが。

だから昔は寿退職とかすると、もうその後厚生年金に加入して20年以上なんて、満たす可能性はほとんどないだろうと考えられていた時代なのでこうやって手当金を支給したりしていました。

この脱退手当金の支給の元となった厚生年金加入期間もカラ期間となります。ただし、昭和36年4月1日以降の期間。ア.やイ.と違って20歳前からの期間でも構わない。

まあ、脱退手当金はそこまで高い金額でもないし、貰ったのは覚えてない！という人がほとんどですが、年金事務所に聞けば記録としては残っている部分ではあります。

ちなみに、昭和61年4月以降に脱退手当金を受けてるとカラ期間にはなりません。

## エ.日本人の昭和36年4月以降の20歳から60歳までの海外在住期間

海外在住期間は国民年金に強制加入ではなく任意加入になります。今現在も。任意加入しなかった期間はカラ期間として扱います。

なお、昭和61年3月までの海外在住期間は国民年金には任意加入はできず、国民年金に加入出来ない適用除外とされていました。それでも一応カラ期間になる。

## オ.国民年金に加入出来なかった外国人の在日期間

昔は国民年金には国籍要件がありました。でも昭和57年1月までのからは国籍要件が撤廃され、強制加入となりました。だから、在日外国人の人が国民年金に加入出来なかった間

の在日期間で、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 56 年 12 月までの 20 歳以上 60 歳未満の期間はカラ期間。

なお、日本国籍を得た、永住許可を受けた人の在日期間で昭和 36 年 4 月から昭和 56 年 12 月まではカラ期間。

ただ、気を付けたいのは昭和 56 年 12 月より前に日本国籍を得るとそこからは国民年金に強制加入になりますが、永住許可を受けた人は昭和 56 年 12 月までは適用除外のため、カラ期間として扱う。例えば、昭和 45 年に日本国籍を得た人はそこからは国民年金強制加入になりますが、永住権を持っても昭和 56 年 12 月までは適用除外としてカラ期間になるだけ。

また、日本国籍や永住許可を受けた人の昭和 36 年 4 月以降 20 歳から 60 歳未満の海外在住期間もカラ期間として扱う。例えば、昭和 36 年 4 月から昭和 59 年までは外国に住んでいたけど、昭和 59 年に日本国籍を得たら、その外国に住んでいた期間はカラ期間。

貰えると思っていたのに貰えなかった「逆のケース」も

ライフ 年金が「最低 10 年加入」に短縮へ。専門家が分析した衝撃の受給額 年金が「最低 10 年加入」に短縮へ。専門家が分析した衝撃の受給額

国内 この 20 年で 2 割もダウン。なぜ日本人だけ「賃金」が上がらないのか？ この 20 年で 2 割もダウン。なぜ日本人だけ「賃金」が上がらないのか？

国内 「日本は高齢社会」のウソ。NHK が故意に作り出した幻想のカラクリ 「日本は高齢社会」のウソ。NHK が故意に作り出した幻想のカラクリ

マネー 年金の受け取りを 5 年遅らせるだけで、42%も受給額を上げる裏ワザ 年金の受け取りを 5 年遅らせるだけで、42%も受給額を上げる裏ワザ

ライフ 670 円も値上がり。国民年金は物価や賃金の変動で年々高くなっている 670 円も値上がり。国民年金は物価や賃金の変動で年々高くなっている

ライフ 知らない人は大損。誰も教えない「確定拠出年金」を知っていますか？ 知らない人は大損。誰も教えない「確定拠出年金」を知っていますか？

ライフ デメリットだけじゃない。配偶者控除「106 万の壁」で得すること デメリットだけじゃない。配偶者控除「106 万の壁」で得すること

ライフ 実は最強。民間の医療保険よりお得な「障害年金」って何？ 実は最強。民間の医療保険よりお得な「障害年金」って何？

**カ.昭和 61 年 3 月までの、被用者年金等（厚生年金、共済とか恩給）から支給される障害年金の受給権者の配偶者期間**

この配偶者期間は任意加入期間になるので、任意加入してないならカラ期間。昭和 61 年 4 月からはこの配偶者は国民年金に強制加入。

キ.昭和 61 年 3 月までの被用者年金等（厚生年金や共済、恩給とか）から支給される遺族年金の受給権者だった期間。この遺族年金の受給権者期間は任意加入の期間だったので、任意加入しなかったならカラ期間

ただ、遺族年金でも通算遺族年金（年金証書に年金コード 0930 と書いてるやつはダメ）みたいな人は対象外。昭和 61 年 4 月からは遺族厚生年金とか貰っていても国民年金に強制加入。

#### ク.昭和 36 年 3 月以前の厚生年金期間

ちょっとコレは気を付けたいところですね。自分も何度かヒヤッとしたカラ期間だから(^^;

昭和 36 年 4 月 1 日以降の年金期間と合わせて 1 年以上になれば、昭和 36 年 3 月以前の厚生年金期間はカラ期間に出来る。例えば昭和 36 年 3 月までに 2 年間の厚生年金期間がある人で、昭和 36 年 4 月以降サラリーマンの配偶者（専業主婦とか）になって、サラリーマンの配偶者としてずっとカラ期間 276 ヶ月だったとします。一応、厚生年金期間 2 年（24 ヶ月）とカラ期間 276 ヶ月で年金を貰うための 25 年（300 ヶ月）を満たしますが、この場合は昭和 36 年 3 月以前の厚生年金期間はカラ期間に出来ません。なぜなら、昭和 36 年 3 月以前の期間と昭和 36 年 4 月以降の期間合わせて 1 年以上を満たす必要があるので、この 2 年分の厚生年金を受給するには昭和 36 年 4 月以降に国民年金保険料を納めたり、免除期間があったり、被用者年金被保険者期間を作る必要があります。

また、昭和 36 年 3 月以前に 10 ヶ月の厚生年金期間があった場合で、昭和 36 年 4 月以降は 290 ヶ月の国民年金保険料納付期間があったとします。全体としては 300 ヶ月になってはいますが、この人は年金を貰えません。この 1 年に満たない厚生年金期間をカラ期間とするためには、上記と違って同一制度、つまり厚生年金期間をあと 2 ヶ月作る必要があります。よって、年金を貰うためには、厚生年金にあと 2 ヶ月加入するか、国民年金にあと 10 ヶ月加入するかが必要になる。

なお、昭和 36 年 4 月以降の期間で既に 300 ヶ月以上あるなら問題なく昭和 36 年 3 月以前の厚生年金は貰えます。

というわけで、よくある例を取り上げましたが、この他にもカラ期間はあります。ただ、その他のはあんまり相談事例としては当たらないなあ…(^^; まあ、あってもカラ期間が必要無かったとかそんな感じですね…

年金受給資格が足りない人は年金事務所でもカラ期間の事をまず説明されますが、事前にカラ期間になりそうなものを把握しておくのとあとのくらい年金保険料納めたら年金貰えるのかという話がスムーズです。

#### ● その他のカラ期間（日本年金機構）

##### 追記

来年 8 月から年金を貰うのに必要な期間 25 年が 10 年に短縮される事になりますが、この 10 年はもちろんカラ期間を含めても構いません。つまり、保険料納付済期間+保険料免除期間+カラ期間 $\geq$ 10 年という事です。